

※ 令和2年8月6日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.11 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

- 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について
無床歯科診療所については上限100万円の補助が受けられます。

- ❖対象経費 (以下、島根県HPより抜粋)
 - ・感染拡大防止対策に要する費用
 - ・院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用
(「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外)
 - ※経費の例 (例示であり、これに限られるものではありません。)
清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理
個人防護具の購入等
- ❖補助の対象期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支出される費用が対象。
支出済みの費用だけでなく、申請日(概算請求〆切:2月28日)以降(令和3年3月31日まで)に支出が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することが可能。概算額で申請される場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。
- ❖各医療機関等からの申請は1回限りですので、ご注意ください。
- ❖申請書類はHPより取得し作成、国保連合会に毎月15日～末日の期間に申請となります。

〔注意!!〕 概算請求が可能ですが、対象外となった経費は返金が必要となります。

補助対象となる経費(物品)について、県に確認を要するものもあつと考えます。
現時点で該当するか迷われるものがありましたら、下記にご記入のうへ、8月末までに歯科医師会事務局までファックスまたはメールにて送付下さい。
取り纏めて県に確認し、追つてQ&Aにてお示しする予定です。

物品名

用途など